

議 長	副議長	局 長	次 長	議事係長	調査係長	調査係

<b>建設常任委員会会議録</b>			
<b>日 時</b>	平成16年9月22日(水)	<b>開 議</b>	午後 1時00分
		<b>散 会</b>	午後 4時25分
<b>場 所</b>	第 3 委 員 会 室		
<b>議 題</b>	付 託 案 件		
<b>出 席 委 員</b>	前田委員長・武井副委員長・佐野・大橋・佐々木(茂)・新谷・松本 ・久末 各委員		
<b>説 明 員</b>	水道局長、建設部長、建設部参事、その他関係室長、次長、課長及び主幹ほか関係理事者		
<p>別紙のとおり、会議の概要を記録する。</p> <p style="margin-left: 40px;">委員長</p> <p style="margin-left: 40px;">署名員</p> <p style="margin-left: 40px;">署名員</p> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;">書 記</p>			

～ 会議の概要 ～

委員長

ただいまから委員会を開きます。

本日の会議録署名員に、佐々木茂委員、新谷委員をご指名いたします。

付託案件を一括議題といたします。

理事者からの報告がありますので、順次、説明願います。

「台風18号による被害状況について」

(建設)庶務課長

9月8日、北海道を襲いました台風18号における建設部関連の被害状況について報告いたします。

今回の台風18号は、観測史上最大の風速を記録したみぞうの風台風となり、本市の各施設にすさまじいほどの強烈なつめ跡を残していきました。本委員会においては、建設部関連の被害状況の概要を申し上げますが、被害額については想定額であり、今後の調査や復旧状況により、額が変動することをご了解願います。

まず、市営住宅の関係であります。新光F住宅において2棟、桜東住宅において1棟の屋根損傷の被害が甚大であり、その他としましては、ガラス破損やベランダの仕切り板が破損いたしました。これら市営住宅関連の想定被害額は約5,700万円と算出しております。

公園関係では、倒木、枝折れの被害が大きく、特に、手宮公園と長橋なえぼ公園の被害が顕著であり、手宮公園については、栗や桜など約60本の倒木を見ており、長橋なえぼ公園については、約100本の倒木被害を見ておりますが、枝折れを含めると、約300本の被害に上るそうです。この想定被害額は約1,000万円ほどと見ていますが、両公園における被害の詳細については、現在も調査中であります。

その他の都市公園の主な被害も、やはり、倒木であり、約200本となっております。倒木以外の被害としては、フェンスの破損、園内灯の破損、藤棚の損壊などがあり、これらを合わせた想定被害額は1,500万円と算出しております。

施設の関係では、こどもの国において、遊具損壊や小屋の破損、塀の倒壊が見られ、この想定被害額は約90万円と見込んでおります。

また、旧寿原邸につきましては、銅板ぶきの屋根が100平方メートルほど吹き飛んだほか、畳や入り口ドアなどに被害を受けたところであります。この想定被害額は約150万円と見込みました。

道路や河川に関する被害については、倒木500本、カーブミラーや標識、さらには街路灯などの倒壊があり、想定被害額を約4,900万円と見込んでおります。

以上、主な被害について申し上げましたが、総計では約1億5,000万円の被害が想定されております。現在、倒木処理など、それぞれの施設において、鋭意、復旧作業を継続して行っているところであり、こどもの国においては、9月10日土曜日から、これまでどおり開園しております。また、旧寿原邸については、被害箇所をシートで覆うなど、応急処置を終えておりますが、当分の間、一般開放は見合わせることにしております。

委員長

「石狩西部広域水道企業団議会定例会について」

(水道)総務課長

水道局から石狩西部広域水道企業団議会の開催内容について報告いたします。

去る9月6日、平成16年第2回石狩西部広域水道企業団議会定例会が開催されてございます。議案といたしましては、平成15年度同企業団水道用水供給事業会計決算認定の審議でございまして、また、同日、この決算については認定されたところでございます。

決算状況につきましては、資本金収入額が、20億4,118万682円、資本金支出額が、20億1,243万4,758円であり、その建設事業の概要といたしましては、送水管布設2,443.7メートルを実施し、当別ダム負担金3億1,223万2,500円

と、その他送水管予定路線測量、土質調査及び送水管施設設計などの委託でございます。

なお、平成15年度末の送水管延長は2万3,481.3メートルであり、総延長48.9キロメートルに対しまして、48パーセントの進捗率となっております。

委員長

次に、本定例会に付託された案件について、順次、説明願います。

「議案第32号小樽市水道事業等の設置等に関する条例の一部を改正する条例案について」

(水道)総務課長

議案第32号、小樽市水道事業等の設置等に関する条例の一部を改正する条例案について説明いたします。

さきの第2回定例会におきまして、望洋台4丁目の区域新設について議決され、7月1日より施行されたことに伴いまして、小樽市水道事業等の設置等に関する条例の別表にあります給水区域が、望洋台1丁目から3丁目となっておりますので、望洋台4丁目までと改める条例の一部改正案でございます。

委員長

「議案第36号訴えの提起について」

(建設)建築住宅課長

議案第36号、訴えの提起について説明いたします。

本議案は、手宮公園住宅1号棟に入居している小樽市手宮2丁目3番1601号、村田光顯氏に対して、市営住宅の明渡し及び滞納住宅使用料の支払を求める訴訟を提起するものであります。

当該入居者は、平成5年の建設当初から市営住宅に入居しておりましたが、平成12年ごろから滞納が発生しました。職員の昼夜を問わない訪問や勤務先への電話などによる再三再四の催告や支払命令に対して、一時は分納誓約がなされ、不定期に納入もありましたが、けっきょく、誓約は不履行となるなど、当人の対応には誠意が見られず、平成16年7月末日現在においては、滞納金額は52万25円となっております。

また、平成16年6月29日付で発送した住宅明渡しの最終通告に対しては、期限までに一切連絡がなく、その後の市からの連絡、申入れによる面談においても、滞納使用料の支払に全く誠意を見せようとはしませんでした。

したがって、このまま当該入居者を入居させておくことは、市営住宅の管理上及び使用条件を遵守している他の入居者との公平性の観点から、とうてい容認することができないため、訴訟もやむをえないと判断したものであります。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

委員長

それでは、これより一括質疑に入ります。

順序は、共産党、自民党、公明党、民主党・市民連合、れいめいの会の順といたします。

共産党。

-----  
新谷委員

台風18号被害と今後の予算措置について

初めに、報告がありました台風被害についてお伺いいたします。かなりの被害ということで、改めて大変な被害だったなということで、皆様方は、本当にご苦労されたことと思います。

それで、旧寿原邸の一般開放は当面見合わすということですが、この修復の見通しについてはどうなのですか。

それから、公園の木がかなり倒れていますね。この始末はどうするのか。また、森林や樹木というのは、すごく大事なものだと思うのですけれども、緑というか、樹木の回復ということで、どういうふうこれから対応していくのか、その辺についてお伺いいたします。

(建設)庶務課長

旧寿原邸につきましては、昨年も屋根が壊れて、1年間開放していなかったということがございます。今回、屋根が100平方メートルほど吹き飛んだ形になっていまして、とりあえずは、ブルーシートで雨水などを防いでいる格好での応急処置をとっております。それで今後、この銅板ぶきの屋根をそのままふいて完全修復していくのかどうかということもございまして、一般開放に堪えるような形で整備できるかどうか、まず、そこから検討しまして、一般開放しようということになれば、修復が終わった後に一般開放していくということになると思いますが、もう少し協議、検討していかねばならないのかなと思っております。

(建設)維持課長

今回の台風被害、公園の樹木についてでございますけれども、現在、台風で風によって倒れたものにつきましては、通路部分は通路を確保するというので、倒木処理ということで伐採し、それらは既に搬出してあります。通路部分以外につきましては、まだ、未処理の部分が大半であります。特に、大きな公園につきましては、かなりの数の倒木がありまして、まだ手をつけていない状況でございます。

具体的な処理の方法については決まっていない部分がございます。当面は、通路だけを確保した形で、対応しておりますので、そのほかの部分につきましては、今後、どのような形にしていけば公園としてふさわしいかどうか検討して、対応してまいりたいと思っております。

新谷委員

まだまだ時間がかかるということですが、それでこういう大変な被害が出て、予算もこれにつぎ込んでいくということですね。もう一つ、これは台風被害ということではないのですけれども、市民の皆さんから、建設部にかかわって、側溝を改修してほしいとか、いろいろな要望が出ていますし、また、建設部としての仕事で予定していたものについての予算措置はどうなるのでしょうか。

(建設)維持課長

現在、倒木等の処理については実施しております。今後、ある程度の被害額が出た中で、建設部だけではなくて、ほかの部局も同じなのでしょうけれども、財政部と話をし、この対応について協議してまいりたいと思っております。

新谷委員

そうしたら、12月の議会でいろいろと措置されるのですか。

(建設)維持課長

現場サイドというか、実施するサイドとしては、どんどん事業が進んでいるということがございますから、できるだけ早いうちに対応したいと考えています。

新谷委員

必要なものは前倒しという形でも、ぜひ、進めていただきたいと思っております。これは要望です。

議案第36号の経緯について

それから、議案第36号、訴えの提起についてです。ご本人に会ったりして、いろいろ努力されているということですが、自分で払うと言ったのにどうして払わないのか、ちょっと理解できないのですけれども、これは、本人に直接会って決めたことなのですか。

(建設)建築住宅課長

本人に直接会っての交渉というのは、私はやっていないのですけれども、今までずっと交渉を続けて、また、その後、前任の課長、係長が、当人と何度も会って交渉を進めてきたのですけれども、「分納します、支払います」というのは、先方、訴えの相手方から提示があって、それを受けて、市は履行を待ってきたということでありまして、

先ほど報告いたしましたとおり、一回、二回は支払われるが、その後、何も連絡がなく、支払が止まってしまう。そういう約束が守られないということがたびたびありまして、誠意が見られない状態となったということなので今

回の提案に行き着いたということです。

新谷委員

当別ダム建設費負担金について

水道局から資料が出されている石狩西部広域水道企業団の決算概要ですけれども、当別ダムの建設がまだまだ進んでいないということで、私は建設は必要ないのではないかと、やめるべきだという考えでありますけれども、いったい、このダムがいつ完成して、総額で幾らかかって、小樽市の負担は幾らなのかお聞きしたいのですが。

(水道)工務課長

当別ダムの建設完了年ですけれども、平成24年に完成する予定でございます。総事業費といたしましては、723億円。そのうち、石狩西部広域水道企業団で負担する部分としましては、29.8パーセントの215億4,500万円となっているところで。

新谷委員

それが小樽市の負担になるのですね。

(水道)工務課長

215億4,500万円というのは、石狩西部広域水道企業団全体の負担でございます。そのうち、小樽市の負担割合としましては、約2億円でございます。

新谷委員

まだ、年数がありますけれども、総額としてはけっこうな負担になります。それで、このダムの代わりに地下水をくみ上げて供給しているということですが、現在、何社に供給しているのか。最近、小樽市域に企業が誘致されていない、張りついていないということで、このあたりをお聞きしたいのですけれども、最近の企業の進出状況を教えてください。

(水道)総務課長

現在、操業しているのは、33社ということで押さえてございます。直近の部分については、実は、昨年2社が撤退していると。

新谷委員

撤退ですか。

(水道)総務課長

2社が撤退しています。そして、その後また1社か2社程度ですけれども、穴埋めになっているという状況でして、企業誘致の部分では、最近の状況はちょっと押さえていません。

新谷委員

この部分が石狩開発株式会社との関連で、簡易水道事業ということで、石狩開発が破たんする前は、石狩開発に対する部分は、お金を出してもらっていたということで、それがだめになって、今、市で出しているわけですね。

やはり、最近の企業誘致もない、それから、撤退とおっしゃいましたよね。そういった状況の中では、この経緯からして、本当は、小樽市域は、銭函から水道を引っ張ればよいところを、北海道が、ぜひ、仲間になってほしいということで、北海道の強力な働きかけがあったという経過を聞いています。これは小樽市の負担ではなくて、北海道に責任を持ってやってもらうように、強気に働きかけるべきだと思うのです。

その最初の経緯からして、北海道に責任があるものだと思っておりますが、その辺はいかがでしょうか。

水道局次長

考え方は、今、新谷委員が申したとおり、創設当初から、経営収支の不足額については、石狩開発株式会社が負担するという北海道の指導の下に、そういう協定なり、覚書を交わしてきている訳でございます。ただ、民事再生法に基づきまして経営破たんしておりますので、その部分については、協定破棄という形になってございます。

公共の事業につきましては、すべて破棄になってございますので、今のところは小樽市の負担だと。委員がおっしゃるとおり、私どもは、北海道が負担すべきということで、常々申し上げているところでございます。

新谷委員

申し上げてはいるが、その回答は、実際に具体化されていないわけです。小樽市も、ごみの有料化など、いろいろなことで市民負担がかぶさってきています。それはとりもなおさず、市の財政が厳しい、それから、国からの交付金が削減されているとか、いろいろな事情がありますけれども、この問題は、やはり、北海道が強力に進めてきたものですから、北海道が行うべきということで、市民の声として、ぜひ、強力に言っていただきたいと思いますし、また、その回答についてもお聞かせ願いたいと思いますので、よろしく願いいたします。

花園共同住宅の修繕と家賃設定について

花園共同住宅についてですけれども、現在、市が管理していて、市の所有になっておりますが、その経緯についてお聞かせください。

(建設)建築住宅課長

花園共同住宅の経緯でございますけれども、昭和35年に当時の北海道住宅公社、現在の北海道住宅供給公社が建築主となりまして、住宅金融公庫の融資を受けて建設されたもので、住宅18戸と土地、この土地は小樽市所有でございますが、その管理を市に委任されてまいりました。当時の建物所有者は、北海道住宅供給公社で、住宅金融公庫の融資の償還があったのですけれども、平成10年度に一括償還されまして、その償還完了の時点で、市の方に所有権が移って、現在は、市の共同住宅ということになっております。

新谷委員

現在、何戸入居していますか。

(建設)建築住宅課長

戸数は18戸なのですが、そのうち入居しているのが15戸です。

新谷委員

ここの住民の方から要望がありまして、現地を見てきました。そうしたら、花園ビル案内図という看板がありまして、これは先ほどお見せしたのですけれども、住民がすべて入居しているような表示になっているのです。実は、この中の1軒は市の物入れに使っているそうです。あとはもう退去されて、久しく入居していないという状況でいながら、こういう表示がされているわけです。ですから、これは速やかに替えていただきたいと思います。それから、住宅金融公庫への償還が終わっているということですが、現在の家賃収入は幾らですか。

(建設)建築住宅課長

私も先ほど写真を見せていただきましたけれども、市の方で入居者の氏名を入れた看板を設置するということはございませんので、恐らく今までの長い経過の中で、便宜上といいますが、何か理由があって設置された看板かと思います。ただ、今、だれが設置したのかといっても難しいと思いますので、その看板の修正といいますが、空いている部分を消去する程度でしたら、私どもの方で対応できると思います。

また、現在の花園共同住宅の家賃は、2万3,000円となっております。

新谷委員

家賃収入は幾らなのですか。

(建設)建築住宅課長

1戸当たりの家賃が2万3,000円になっていきますので、15戸の12か月分で、年間で414万円が、現在の家賃収入となります。

新谷委員

住宅供給公社に修繕積立金と維持管理費を払ってきたと思うのですけれども、それらはそれぞれ幾らぐらいなの

ですか。

(建設)建築住宅課長

平成10年度に市の方に移管されているのですが、私たちも当時の書類関係を調べてみたのですが、書類が見当たらず、それらの金額は不明でございます。申し訳ございません。

新谷委員

住宅供給会社が管理していたとき、このお金で修繕は行われておりましたか。

(建設)建築住宅課長

これも調べてみまして、わかった範囲なのですが、平成2年7月に屋上部分の補修工事、それから、平成3年10月に雨水管の改修工事などが行われていることがわかっております。

新谷委員

昭和35年の建設ということで、大変古いわけですが、実際に行ってみて非常に驚きました。大変老朽化してしまっていて、通路、階段、家の中と、ひびが入ってひどいのです。先ほどお見せしましたが、このように壁にひびが入っているものですから、ガムテープで張っているという状況なのです。それで、建物の2階には、訪問介護ステーションたんぼぼが入っているのですが、そこのところまでは、じゅうたんを敷き詰めて、壁もきれいに塗り替えてもらったそうです。

ところが、その上の階段部分、居住者が使用する階段は、金属の留め金も取れてぼろぼろで、非常に歩きにくい。

それから、雪解けのときには、階段の隅の方に水がたまるということで、もう大変な状態で、住宅の中も真っ黒で、畳もぶよぶよな状態です。

修繕は市が行うべきものと、住人が行うべきものと、それぞれあると思うのですが、状態のあまりのひどさに、がく然として帰ってきたわけです。平成10年に市の所有となったときに、こういう実態をきちんと把握していたのでしょうか。

(建設)建築住宅課長

平成10年当時、市の方に移管されるということで、当然、現地を見て、引渡しているところだと考えます。

ただ、それからまた6年を経過しておりまして、さらに老朽化が進んでいるという状況だと思います。先ほど委員がおっしゃいましたように、本人負担の部分もありますが、管理上必要な修繕など、居住に支障がある場合は、随時行いますし、入居者が私どもの窓口に申し出て、現地を確認してということで判断させていただきますが、構造体にかかわる大規模な修繕等については、今後も検討が必要だと思います。

新谷委員

入居者の方に聞いたら、ほとんどそういう修繕はないということなのです。ただ、先ほど平成10年に市の管理になってから、給水管の一部を取り替えたぐらいで、あとは何もしてもらえないということで、本当にひどい状況なのです。それで、ぜひ、この実態を見てもらって修繕していただきたいと思うのです。壁や階段は、市が行う仕事ですよね。それも含めて、ぜひ、見ていただきたいと思います。そして、修繕すべきものは、速やかに修繕していただきたいと思いますが、今後の予定というか、考えていることはありますか。

(建設)建築住宅課長

考えているということではないのですが、一部、雨漏りしているということがありまして、ちょうど昨日、入札を終えておりますけれども、屋上防水工事を今年度の工事として行うことになっております。

また、今後、あの建物をどうするかというのは、来年度策定されるストック総合活用計画の中でも検討していかなくてはならない。昭和35年の建築ですから、もう45年近く経過しておりまして、建物も老朽化しているというのは私どもも承知しております。そういう意味で、あの建物の位置づけというものを検討した中で、大規模な改修をするのか、どうするかという部分を含めて検討したいと思います。

新谷委員

それで、この建物の耐用年数というのはどのくらいあるのですか。

(建設)建築住宅課長

公営住宅法に基づく公営住宅は、耐用年数が70年ということで定まっておりますけれども、この花園共同住宅は、公営住宅法に基づく公営住宅ではございませんが、同じような管理の仕方をしているということですので、そういった形でいくと花園共同住宅も同じように、一応70年が限度といえますか。

新谷委員

調べたわけではないですね。一般的に70年ということで。建物自体、骨格はがっちりしているという感じはするのです。今回、この台風被害で、即、市営住宅に入りたいという人がたくさんいたわけですね。「ここは、中心部の便利の良いところで空いているのに、どうしてここに入れられないのか」という声があったのです。老朽化しているのに、政策空き家になっているということなのですからけれども、耐用年数が70年ということであれば、あと20数年あるわけですから、立地条件が非常に良いので、この住宅を修繕して、貸すという形にはならないのでしょうか。

(建設)建築住宅課長

繰り返しの答弁になりますけれども、来年度のストック総合活用計画などの中で、この花園共同住宅を改修してそのまま共同住宅として使っていくのか、それともまた別の方法があるのか、その辺を検討してからのことになるかと思っておりますので、その検討を待ってからということと考えていきたいと思っております。

新谷委員

使えるものであれば、ぜひ、活用するように要望いたします。

それから、家賃なのですからけれども、一律2万3,000円になっておりますが、これは、市の管理になったときに、2万3,000円になったのですね。いったい、どうして一律家賃にしているのでしょうか。

(建設)建築住宅課長

家賃設定の方法として、公営住宅の家賃設定の方法に倣って、近傍同種家賃という家賃の設定をしております。

ただ、この花園共同住宅は、市営住宅には入居できない収入の高めの方が入居する住宅としての位置づけがありまして、そういう経過の中での家賃設定になっております。また、現在は家賃収入のみでこの建物を維持管理しているわけですが、平成10年に融資分を一括償還した際に、その後の家賃収入を見込んでの一括償還という資金計画等もあつた家賃設定となっておりますので、この金額での固定家賃とさせていただいているところです。

新谷委員

確かに、最初は市営住宅に入居できない収入の高い方の住宅ということで、入居していたと思うのですが、なにせ年数がたっています。今は年金生活になって、収入も大変下がっているわけです。

例えば、この場合はどういう計算になりますでしょうか。夫が67歳、奥さんがちょっと年が多いのですが、夫の年金収入が月額11万円、それから奥さんの年金収入が6万円です。2人合わせて月額17万円です。この共同住宅の床面積だとか、間取りなどを勘案して、市営住宅の家賃に換算すると、幾らくらいになるのでしょうか。

(建設)建築住宅課長

個々の市営住宅によっても、建設費ですとか、全体の規模、附帯施設の有無等で、家賃が変わってくるのですが、花園共同住宅は2DKとなっておりますので、同様の間取りでいきますと、手宮公園住宅の2DKの間取りで1万6,700円、勝納住宅の2LDKで2万1,800円となると思います。

新谷委員

両方とも新しい住宅で、浴室もあります。この花園共同住宅の場合は、浴室はありません。この方の場合、手宮公園住宅で1万6,700円で、勝納の一番新しい住宅で2万1,800円で入居できるところが、この住宅では、2万3,000円になっているわけです。本当に古くておふるもない。しかも、市に移管されたわけですから、これは市営住宅の

家賃として考えるのが妥当ではないのかと思うのですが、その辺はいかがでしょうか。

(建設)建築住宅課長

今、例に出しました市営住宅に関しましては、公営住宅法上の位置づけにある住宅になりますけれども、国の方から家賃に対して補助が出ます。これに対して、花園共同住宅は、家賃収入のみで管理運営していかなくてはなりませんので、単純には比較はできないと思います。

新谷委員

確かにそうなのですが、補助金がないということもあるかもしれません。しかし、この状況からして、本当に劣悪な環境の中にいるのです。だから、このご夫婦は生活もちょっと苦しいので、減免にならないかということで相談に行ったら、減免は無理だということだったのです。

いずれにしても、場所は非常に良いのだけれども、住宅の中が非常に傷んでいるということで、再度言いますけれども、この一律2万3,000円の家賃を、市営住宅の基準に合わせて取り扱っていただきたいと思います。補助金がないと言えばそれまでなのですが、住んでいる人の立場からして、ぜひ、そのことを考えていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

建設部建築担当 鈴木次長

今、家賃の見直しということなのですが、この花園共同住宅は、市営住宅と基本的に性格が異なっているということもあります。建物も相当老朽化していますし、家賃も固定化されているといったことも考慮しまして、果たして家賃を見直すことができるかどうか、根本から検討してみたいと思います。

新谷委員

検討するという事は、良くなるというふうに考えるのですけれども、どうでしょうか。

建設部建築担当 鈴木次長

先ほども申しましたように、市営住宅とは性格が異なっているということで、公営住宅法に絡めた家賃設定というのが果たして可能かどうか、その辺の検討をしていかなければならないものですから、じゅうぶんに吟味して、果たして最終的に家賃の見直しができるかどうか検討してみたいと思います。

新谷委員

いろいろと難しいのかもしれませんが、入居者の立場に立って、ぜひ、よろしくお願ひしたいと思います。

商業地域内の道営住宅家賃値上げについて

新聞で、商業地にある道営住宅の家賃値上げが報道されておりました。小樽市の場合は、若竹町と新光がその対象だということで報道されておりましたが、その内容をもう少し詳しく説明していただければと思います。

(建設)建築住宅課長

今年の3月31日に、公営住宅法の施行令及び国土交通省の告示の改正がありまして、家賃算定の中の係数を一部改正するということがありました。その動きを受けまして、北海道の方で北海道住宅対策審議会にその住宅家賃の在り方を諮問しまして、その答申結果が、先日、新聞報道されたということでございます。

その中で、先ほど申し上げました係数の一つに、利便性係数という係数がございまして、それがこれまで住宅地を標準とした係数の設定をしておりましたけれども、改正によって、その係数の幅が、従来は0.7から1.0の間で、事業主体が、その中から数値を選ぶという方法だったものが、今回、0.5から1.3までと数値の幅が広がって、その中での係数算定となりました。従来、住宅地を標準としているということがあって、答申の中では、商業地という言葉を使っておりますが、商業地であれば、住宅地よりも利便性が高いのではないかとということです。

商業地に立地する道営住宅につきましては、その利便性を家賃に反映させるべきではないかという答申があったということで、道営住宅のうち、小樽市で都市計画法上の近隣商業地域に立地する道営住宅があって、小樽もその記事の中にあつたということだと思ひます。

新谷委員

商業地域とか、近隣商業地域の規定とありますが、それらの都市計画法で示されている内容について示してください。

(建設)都市計画課長

都市計画法第9条の中で、近隣商業地域、商業地域の規定が示されておりますが、近隣商業地域については、近隣住宅地の利便を供するために、商業、その他の業務の施設が立地するところ、また、商業地域は、主たる用途として商業、その他の業務ということで、小樽市においては、商業地域というのは、例えば、JR小樽駅前だとか、どちらかという高いビルが立地しているところ、近隣商業地域は、地域の商業化ということで、国道5号の沿線だとか、幹線道路の沿線が近隣商業地域に位置づけられております。

新谷委員

街区に占める施設の割合だとか、路線的に指定される場合などについて規定されていると思うのです。そのあたりを、もう少し詳しく教えてください。

(建設)都市計画課長

北海道が策定した「用途地域設定の手引」ということで、法律とか通達ではないのですが、あくまでも参考として近隣商業地域の基準や考え方として、街区に占める商業、娯楽、業務地区の割合が、おおむね60パーセント以上ということが書かれているわけです。あくまでも参考というような実情で、手引に書かれているということでもあります。

新谷委員

路線的に指定されるとは、どういうことを言うのですか。路線的に指定する場合は、間口に占める施設の60パーセントと言っているのですが、何かちょっとイメージがわからないのですが。

(建設)都市計画課長

路線に沿って近隣商業地域などを指定するケースがけっこうあるのですが、その路線の延長に対して、商業だとか、娯楽、その他の業務の施設が、おおむね60パーセント程度くらいのところが、近隣商業地域に指定するということです。

新谷委員

それでは、この二つのうち、どちらか一つの条件を満たしていれば、商業地域だとか、近隣商業地域に指定されるということなのですか。

(建設)都市計画課長

あくまでも「用途地域設定の手引」に書かれておりますので、それぞれの用途地域の基本的な考え方ということで、60パーセントにしても、おおむねという言葉がついています。それについては、地域の特性などいろいろございますので、けっこう弾力的に運用して、どれとどれが当てはまるかを基本的な考え方としてとらえています。

新谷委員

新光と若竹町ということで、例えば、新光は、道道小樽定山溪線沿いに商店や、病院などがありますけれども、街なかとは根本的に違いますし、商店もこの不況で閉めているところが多いわけです。確かに、新光地区の中の商業地域といえば、それまでなのですけれども、こういうところが当てはまるのかなということが、私は本当に疑問に思います。それで、今回の場合は、札幌、函館、小樽の8団地に限られているわけですが、今回、この8団地が対象になったというのはどういう理由か、ご存じでしょうか。

(建設)建築住宅課長

私どもも新聞報道で見ているだけですので、その答申の内容というものがどういうものなのかというのは、詳細は承知しておりませんが、私たちが記事を読んだ中での考えでは、恐らく小樽では、商業地、都市計画法上

の商業地域に立地した道営住宅はございません。

それで、先ほど言いましたように、小樽の地名が出ているということは、ここで言う商業地というのも恐らく都市計画法上の近隣商業地域も含んだ意味で使われているのではないかと思います。そうなりますと、商業地域又は近隣商業地域という用途地域に道営住宅が立地している都市が、札幌、函館、小樽、それらの数が8団地ということかと思えます。

新谷委員

それぞれの立地条件というのは、かなり違うと思うのですけれども、先ほども言いましたように、新光のあたりは確かに、この地区の中では、商業地域なのですけれども、都市計画法上で、この用途地域が変更になるという可能性はないのでしょうか。

(建設)都市計画課長

新光地区の近隣商業地域ですけれども、やはり、あそこは国道5号沿線また主要道路の道道小樽定山溪線の沿線ということで、新光地区の商業施設を誘導していくということで、非常に重要な近隣商業地域だと思いますので、変更の考えはございません。

新谷委員

それで、そもそも、今回、道営住宅の家賃値上げの話が出てきた背景と伺いますか、なぜ、今、この話が出されたのでしょうか。

(建設)建築住宅課長

先ほども経過の中で説明しましたが、そもそもというのは、今年3月31日に公営住宅法の施行令の改正及び国土交通省の告示がありまして、係数の数値が変わったということで、これがきっかけで北海道の方で検討を始めたのではないかと思います。

新谷委員

この新聞によりますと、査定がすごく厳しくなって、収入がゼロの場合を除いて、年間総収入が4人家族で188万円以下の入居者は、現在、全額免除になっているのですけれども、こういう収入の低い世帯も応分の負担をする。年金も収入と見なして家賃を徴収するというのですけれども、遺族年金や障害者年金はどうなのでしょう。

(建設)建築住宅課長

申し訳ないのですけれども、私どもも新聞報道の内容しかわかりません。また、その審議会の答申内容ということですので、その詳細については承知しておりません。

新谷委員

道営住宅の家賃が値上げになった理由がいろいろありました。そして、住んでいる皆さんは、「道営住宅も値上げになるのだから、市営住宅もきっと値上げになるだろう」と思っています。先ほど法律の改正だとか、国土交通省の告示によるものだということでしたので、市営住宅にもきっとかかわるだろうと思うのですけれども、このあたりで市営住宅の家賃改定、あるいは、駐車場料金も道営住宅の場合は値上げしますが、市営住宅の場合も、駐車場料金の値上げを考えているのかどうか伺います。

(建設)建築住宅課長

公営住宅法施行令の改正、それから、告示がございましたので、係数が変わるということで、また、北海道の動きを見ていると、やはり、今までの係数設定の仕方に不均衡があったと。また、駐車場料金についても、周辺の民間駐車場料金との間に、かい離があったということでの見直しということで、それは市も同じ状況だと思いますので、市もそれらの料金の改定を検討していかななくてはならないと考えています。

新谷委員

やはり、市民の皆さんが心配しているように、値上げの方向に向かっていくということなのですけれども、これから

のスケジュールはどうなるのか。また、この住宅施策というものが、福祉的な観点というか、低廉で住みやすい住宅を供給するという公営住宅法に基づいて行われているものだと思うのです。いろいろと国からの補助金が減らされたりとか、本当に不当なところはあるのですけれども、市民に対して、本当に今、小樽市はいろいろと負担をかけているわけですから、これ以上の負担にならないように、ぜひ、家賃の値上げはしないでいただきたいと思うのですけれども、そのスケジュールと財政負担の問題はいかがでしょうか。

(建設)建築住宅課長

住宅の家賃については、10月1日現在での収入等を基準に、翌年度の家賃を算定していくということでありまして、北海道でも来年度の家賃設定に向けて、今、検討を進めているところですが、市も同様に来年度の家賃算定に間に合うように検討を進めていきたいと考えています。

また、おっしゃるように、市民に負担をかけているということですが、確かに公営住宅法で、市営住宅は、低額所得者などの住宅困窮者に対する住宅供給を目的として運営しているわけですが、市営住宅に入居していない市民との公平性といえますか、そういうことも考えていかななくてはならなくて、入居者も応分の負担をしていたと。また、その収入に応じて減免制度なども設けていますから、あくまで公営住宅法という法律の中で適正な家賃を設定して、私どもは適正な管理も同時に行っていきたいと考えています。

新谷委員

繰り返しになりますけれども、私は市民、住民の立場で考えているのです。今おっしゃった中で、私がどうしても納得できないことは、民間と比較することはやめるべきだと思うのです。民間と比較してしまうと、市営住宅の、公営住宅の意味がなくなってしまうのです。

それと、スケジュールについて、何かもやもやとしているので、これは12月議会に出してくるのですか。

(建設)建築住宅課長

スケジュールにつきましては、12月の議会で提案するように検討していきたいと考えております。

また、民間との比較というのは、先ほど駐車場料金の件について民間の駐車場との比較でということで申し上げましたので、一般に、家賃というのは公営住宅法の中で決められた算定方法で、収入等に基づいて算定しておりますので、家賃については民間比較ということではございません。

委員長

それでは、共産党の質疑を終結し、自民党に移します。

-----  
佐々木(茂)委員

今朝、陳情箇所の現地視察をさせていただきました。陳情第50号の道路は市管理道路の通り抜け整備方ということでございまして、自民党といたしましても、陳情者の方々の願意を、ぜひ、取り入れ、財政上あまり負担にならないと思いますので、要望に沿うように対処されるよう、冒頭でお願いいたします。

石狩西部広域水道企業団への負担金について

先ほど石狩西部広域水道企業団水道用水供給事業決算の報告がございました。それで、先ほども新谷委員の質問がありましたけれども、先般の新聞報道によりますと、取水計画を下方修正したとありました。それで、私が聞き間違えたのかなと思いますが、この事業費が720億円、そして小樽市は約2億8,000万円を負担するとありましたが、私は先ほど2億円と聞いたと思うのですが、その辺はいかがでしょうか。

(水道)工務課長

先ほど話しましたが、当別ダムの総事業費が723億円で、そのうち石狩西部広域水道企業団の負担する部分が215億4,500万円、小樽市の負担分が2億100万円となっております。

佐々木（茂）委員

これは、新聞報道で7月16日に掲載されてございます。負担金の数字がかなり違うものですから、数字について非常に開きがあると思いますが、金額に変更があったということなののでしょうか。

（水道）工務課長

最近の変更はございません。

佐々木（茂）委員

ございませんか。

（水道）工務課長

ええ。新聞報道の数字がちょっと違うのかと思われます。

佐々木（茂）委員

新聞報道に誤りがあるという場合は、どのように対処されるのでしょうか。

今回の報道はどういうところから取材されて、この金額が出されたのか。私が質問したいのは、数字のことですから、これからの負担額について、2億8,000万円と言ったのが2億100万円となるのでは、小樽市も財政上、大変なわけですから、その辺の誤りが、取材の誤りなのか、どうなのか。

誤りであれば、後日、訂正記事を載せてもらうとかという形にしないと、やはり、多くの方が読んでいる新聞ですから、その辺をしっかりと対処してもらいたいと思います。

それで、説明にありましたように、2億円ちょっとの負担金ということですが、小樽市としては、この負担金はいつどのように払うのか、今年払うのか、来年払うのか、お聞かせいただきたいと思います。

（水道）工務課長

これは毎年負担、ダム事業を行っておりますので、それに対する負担ということで、毎年払う形になります。

佐々木（茂）委員

そうすると、今説明いただいた金額を毎年支払うということですか。

（水道）工務課長

トータルで2億円です。

佐々木（茂）委員

この事業は平成24年までですよ。私が聞きたいのは、例えば、2億円を、平成16年度から10回などの分割で払うのかどうか教えていただきたいと思います。

（水道）工務課長

石狩西部広域水道企業団全体で、ダムの事業が終わるまで、毎年、負担割合ずつ払っていきます。

佐々木（茂）委員

私が聞いているのは、平成16年から平成24年、例えば、大ざっぱに10年ありますと、負担金2億円を10回で分割していくのかどうかということなのです。

水道局次長

今、ダム事業についてお尋ねがあったのですが、ダム事業につきましては、年度ごとに事業費が変更になりますから、費用負担につきましては、小樽市が持っている現状であれば、供給計画量6,000トン、その分の率が決まっていますので、その率で乗じて負担金を支払っていくということになります。

それは石狩西部広域水道企業団に対して支払うお金でございます。

佐々木（茂）委員

配水管整備工事の進ちょく状況と事業費について

次に、市内の配水管整備工事を行っていると思いますが、年間3億5,000万円から4億円の事業費でございます。

これはいつから工事を進めているのですか。

(水道)給水課長

配水管整備工事につきましては、昭和40年代の初めに極端に破裂事故が多くなりましたことから、これによって市民が赤水で迷惑を被ることがありました。そういうことから、昭和46年度から実施しております。

佐々木(茂)委員

水道管から赤水が出たということですが、その目的のためだけでしょうか。例えば、経年劣化、年数が古くなって取り替えるということもあるのではないかと思うのですが。

(水道)給水課長

現在行っている配水管整備事業につきましては、大正3年から昭和33年に布設された無ライニング鑄鉄管、石綿管、石綿管につきましては、平成14年度で改修を終わっております。それから、折損事故の多い塩化ビニール管、これらを対象に工事を行っております。

佐々木(茂)委員

この事業の進捗率と、残っている配水管の延長はどうなっているのでしょうか。

(水道)給水課長

当初、老朽化とされた延長は264キロメートルございました。平成15年度までに209キロメートルを整備いたしまして、残り55キロメートルとなっております。進捗率といたしましては、約79パーセントでございます。

佐々木(茂)委員

それで、この配水管の布設替事業というのでしょうか、今までに総体で幾らぐらい投資した形になりますか。

(水道)給水課長

年間3億5,000万円から4億円をかけて事業を行っておりますが、当初の昭和46年度から平成15年度までの投資額につきましては、96億4,500万円でございます。

佐々木(茂)委員

進捗率が79パーセント、それで96億円の事業を行ってきているのですが、この事業はいつごろまで継続されるのでしょうか。

(水道)給水課長

老朽管布設替工事につきましては、まだ55キロメートルが残存していますことから、会計上許されることなら、すべて早急に布設替えしたいと考えておりますけれども、企業会計上の収支状況を見ながら、赤水の出るところ、折損事故の多いところ、これら事業効果の高いところから計画的に整備しておりますので、すべて完了するまでには、まだ15年から20年ほどかかる見込みでございます。

佐々木(茂)委員

まだ、55キロメートル残っていて、事業効果の高いところからと。ものすごく年数がかかるのですね。私たちが生きていないかわからないですね。

台風18号被害と緑の基本計画について

先ほど台風による被害状況の資料が手渡されました。この台風被害によって、市の施設、街路樹、各公園の倒木がかなりの数に上っております。さきに示された緑の基本計画の中で、緑地を増やすという目的の下に作成された計画について、今回、台風の影響によっていろいろとあろうかと思いますが、緑の基本計画策定の見直しはあるのかどうか。

また、50年に一度あるか、100年に一度あるかの台風だったのでしょうけれども、今後、どのような形でこの倒木関係について対応されるのか、お聞かせいただきたいと思っております。

(建設)都市計画課長

本年7月に、緑の基本計画を策定しております。理念は、「市民と育む みどりあふれる、ゆとりあるまち小樽」ということで、「緑の保全」、「緑の創出」、「緑の普及と啓発」という三つの基本方針の中で、緑の創出に努めてまいりたいと考えております。樹木につきましては、都市の良好な景観の創出と安らぎと潤いをもたらすということで、非常に大事なものと考えております。台風でこのような被害が出て、非常に残念ではございますが、緑の基本計画については、今後も緑をいかに増やしていくかについて頑張っていきたいと思っております。

(建設)維持課長

今回、非常に強い風で樹木がかなり倒れました。その中で、従前から公園の樹木につきましては、危険木制止・伐採、危険木という言葉はちょっと表現が悪いのですが、例えば、公園に面して、家屋、住宅などがある場合に、公園の老朽化した樹木などの枝が引かかるなどの状況があれば、従前から予算措置しまして、伐採してきたところでございます。

今回、大変強い風が吹きまして、かなりの数の倒木がございましたけれども、今後、この危険木制止・伐採事業につきましては、継続的に行って、少しでも排除するという考えでありますので、ご理解願いたいと思います。

佐々木(茂)委員

せん定の仕方について問題があると。あまりにも坊主のようにせん定した結果、見栄えがよくないという話がありましたけれども、最近、倒木したものはアカシアの木など、意外とすくすくと伸びる木が被害に遭って、根が弱いというのでしょうか。成長が早すぎて倒れたのではないかなと思うのです。プラタナスの木などで、せん定の仕方がまずかったかもしれませんけれども、逆にあまり葉がつかない低木というのでしょうか、上に伸びない木は、あまり被害に遭わなかったように思うのです。

それで、この資料にありますように、街路樹が3路線で80本倒れたと。街路樹の復旧について、今後、全く植えないのか、それとも植えるのか、その辺はどうでしょうか。

(建設)維持課長

今回の台風で枝折れしたもの、また、根元から倒れたもの、それについては危険防止や交通障害になるということで撤去させていただきました。撤去後に残りました街路樹の植樹升ですけれども、今後、その利用については、台風以前にも、街路樹の升が空いている場所もございまして、地先の方がいろいろな花を植えるという形、花壇として利用されているケースもございます。

そういう状況もございますから、必ずしも街路樹を植えていくという方向ばかりではなくて、地域の方に利用される、利用されやすい方法というのですか、そういうものを含めた形で考えています。

佐々木(茂)委員

今の話では、植え直さないこともあるようですが、秋になりますと、街路樹の葉で信号機が覆い隠されてしまうということがあります。市民会館下の紅葉橋を下がっていったところの交差点の信号です。私はけっこうあそこをよく通るのですが、信号機が見えないくらい街路樹の葉が伸びています。もうまもなく秋ですから、せん定することになるのでしょうかけれども、街路樹のせん定は、あまり切りすぎてもだめだし、また、切らなすぎてもだめなのかなと思います。

それで、形からすれば見栄えが良くないのかもわからないけれども、あまり植えるのもまずいのかなと。緑の基本計画の中では緑を増やすけれども、今度は、今回のような被害があると、必ず市の負担が伴うこととなりますので、今後、じゅうぶんこれらに配慮して、街路樹のせん定の在り方も含めて検討願いたいと思います。

富岡1丁目の高齢者向け共同住宅建設にかかる裁判について

昨年の雪の降るようなころに、富岡1丁目の共同住宅建設地の石垣にシートで覆いをかぶせたことがございました。平成14年10月に建築確認申請が出て、宅地造成工事を許可したという責任の下に、原状回復の工事代金として

3億2,287万円という損害賠償の訴えが4業者と、それから、小樽市長も訴えられました。これらについて、市として、今後どのように対応するのか、お聞かせいただきたい。

(建設)宅地課長

富岡1丁目の高齢者共同住宅建設にかかる裁判についてですけれども、この裁判については、先日、9月13日に第1回口頭弁論が開かれました。この中では、訴状内容の事実関係の認否について行われております。

その中で、小樽市としては、今回、訴状にありました宅地造成等規制法に関する2点と、被告らが当該原告の方々と交渉した経過の中の一部並びに連帯責任ということで、先ほどの金額が請求されておりますけれども、それらの点について争いたいということで、裁判所には申し立てております。

佐々木(茂)委員

これは損害賠償請求ですから、小樽市としても、当然、弁護士がついて対応されていると思いますけれども、小樽市が連帯責任ということで、訴えられているという報告がございました。それらの点は小樽市としての責任がどの程度、責任の度合いというのか、市の方には、あまり、かきがないということなのかどうかお聞きしたい。

(建設)宅地課長

この件については、現在、私どもは、かきがないということで主張しておりますが、現在裁判中ですので、詳細はちょっと控えます。

佐々木(茂)委員

当然、係争中でありますので、詳細については述べられないということになるのだらうと思うのですが、なかなかデリケートな問題だなと思います。

株式会社オグラの旧本社の売却について

次に、これも新聞報道でございますけれども、建築後、約100年になろうとする株式会社オグラの建物が歴史的建造物ではないにしろ、売却処分されると掲載されてございました。この最近の動向はどうなっているか、知り得る範囲でお願いいたします。

(建設)まちづくり推進課長

株式会社オグラ旧本社の件についてでございますが、新聞報道の中では、売却される予定という記事でしたが、現在、私どもの知り得る中では、売却されたという情報は入ってきてございません。

ただ、私どもの窓口対応の中では、数社の設計事務所関係の方が、この跡地利用ということで、建築計画に際しての制限等のご質問に来ているという状況でございます。

小樽出抜小路の建築確認申請の状況について

次に、もう一つなのですが、小樽出抜小路、いわゆる屋台村、新しく屋台村が建設されるということが、新聞報道でございました。先般のこの委員会でも、私は建築確認申請のことに少し触れたのですが、運河付近に屋台村が建設されると伺っておりますが、小樽市に建築確認申請があったのかどうか、来年4月のオープンに向けてとの報道がございますので、その辺はいかがでしょうか。

(建設)確認申請担当 佐藤主幹

色内1丁目に計画されております屋台村でございますが、小樽銀行協会と隣接するまちの寿司の敷地に建てるということで、現在、確認申請を出すべく設計者並びに施工者が小樽市に相談に参っております。

現在、まだ提出されておられませんけれども、10月4日に確認申請を小樽市に提出したいと聞いております。

佐々木(茂)委員

石屋製菓の社長が「地産・地消・地人」というテーマで、商都としての繁栄を明治・大正期のまちなみで再現するというのでございます。大きな施設ですので、先に営業している既存の屋台村の動向とあわせて、小樽の商業発展になればいいなと思います。それで、来年4月の着工という見通しでいいのでしょうか。

(建設) 確認申請担当 佐藤主幹

10月4日に確認申請を提出した後、11月5日には地鎮祭を行いたいと。それで地鎮祭の終了後、直ちに工事にかかって、来年4月末に全店22店を同時に開店したいと聞いています。

-----  
松本委員

銭函新通線付近の基盤整備について

今年度の街路事業のうち、先日、市道礼文塚通線が完成して開通いたしました。これが1本で、もう1本が、銭函新通線ですけれども、これも今年度完成予定ということで、今年度予算の街路事業2本のうち、2本とも今年度で終了するということとなります。今までは例年、街路事業が5、6本あったのですけれども、最後に残った2本が終わるとということで、これは全市的に見て、新規の街路事業計画があるのかないのか。計画がないとしたら、来年度の予算書から街路事業費という項目がなくなるのではないかとと思うのですけれども、この点はどうですか。

(建設) 建設課長

小樽市域において、街路事業で都市計画決定している路線が全部で56本あります。全線整備済み、完工しているものが15本、一部整備済みが28本、まだ整備を行っていない未整備が13本という内訳になっております。

それで、今後の整備に関しまして、現在の財政状況、経済状況及び社会状況等を考えますと、街路事業の新規及び継続工事の着手というのは、なかなか難しい面があるのではないかと考えております。

松本委員

ということになると、来年度からは街路事業という項目がなくなるということですね。都市計画決定になっているのに、未整備がまだ13本ということです。街路事業費の財源は全部市債ということになっていますので、全部市債だから、本当にこれから着工するとなると大変だなと思います。

今回、礼文塚通線が開通しました。和宇尻中央通線からつながったのですけれども、正直言って、大した交通量はありません。なぜかという、本来ならば、和宇尻中央通線が銭函新通線までつながる予定だと。これは平成4年度に都市計画決定されている未整備区間の一つです。現在は、銭函新通線につながっていないので、あそこだけの形ですので、交通量もないのかなと思います。銭函新通線も和宇尻中央通線と接続していないので、海側は行き止まりです。そして、国道5号との接続部分が、国道と道道と市道の3分岐点になるということで、以前、この銭函新通線を着工するときにお伺いしたら、市道の方に道道がクランクして、国道に抜けるのだと説明を受けました。

しかしながら、和宇尻中央通線からつながっていない行き止まりの銭函新通線から出てくる車はほとんどありませんし、道道小樽石狩線はかなりの交通量があります。したがって、道道の方が交通量があって、それが市道にクランクするなんて言ったら、話がつくわけがないと。国と道と市と三者で協議しても、これはどのような交差点になるのかということで、まず、話合いがつくという感じはしないのですけれども、現状はどうなっていますか。

(建設) 建設課長

今、その部分で各関係機関と協議中でありまして、もう少し時間をいただきたいと考えております。

松本委員

それで、そこは国道にも道道にもつながっていないのですけれども、市道軍用線に出ていますので、つながってなくても、別に不便は感じておりません。そのままの方がまだいいわけです。そうしたら、あの銭函新通線というのは何のためにつくったのかという声も聞こえてきます。あそこの三差路になるところは、家が1軒、新築で建っています。あれを全部買収してロータリーにでもしたら、まだちゃんとできたのにといい意見もあります。

それでは、銭函新通線のメリットは何だったのかといたら、あの辺の基盤整備がこの事業によって非常に進んだということなのです。下水道も供用開始になりましたし、あの辺は一番の未整備地区というか、生活排水、台所の水も裏のため升にためていたというぐらいの、どこにも水の流れていくところのない未整備地区だったのです。

それが、まず、下水道が供用開始になっている。それに雨水の工事も始まっているということで、あの銭函新通線ができたおかげで、いい環境になってくるのかなということで、今後の整備計画が一番問題であると思います。

自然発生的に道路ができた、あの辺の入り組んだところに、縦線にメインストリートができたということですが、その枝線というのは、まるっきり未整備です。市道認定になったものが、2本ぐらいあるのですけれども、そこでも側溝すらありません。したがって、側溝あるいは道路改良が銭函新通線の枝線に早急に整備されなければ、銭函新通線の意味がなくなるわけですので、そういう面の計画はどうなっていますか。

(建設)維持課長

銭函新通線周辺の市道についてでございますが、今の話にもございましたように、雨水処理施設がない、整備されていないということで、現在の道路にも側溝がついていないところはかなりあります。そういうことで、先に道路整備をしまして側溝を入れた場合に、その水がどこに流れていくかということ、きちんと流れる側溝がないということで、銭函新通線の事業にあわせて雨水きよ事業を展開しているところなのです。

雨水きよについては、まだ完成しておりませんので、この完成に合わせて、市道の整備については臨時市道整備を計画的に入れていきたいということで考えています。

松本委員

臨時市道整備事業で、順次、年度ごとに進めていこうということですか。

(建設)維持課長

市道の部分についての整備につきましては、いろいろな事業手法がございますので、当然、全部が臨時市道整備なのか、例えば、維持補修事業という形もございますけれども、基本的な考え方としては、年次的に臨時市道整備事業の中に入れて計画的に整備していきたいという考え方です。今言ったように、雨水きよ等がまだ完全に整備されていないということで、この整備を待つて対応していきたいと思います。

松本委員

臨時市道整備事業にしる、ほかの手法にしる、ぜひ、あの辺の整備を要望して終わります。

委員長

自民党の質疑を終結し、公明党に移します。

-----  
佐野委員

台風18号被災者の公営住宅の緊急入居について

台風に関してのみ、何点が質問させていただきます。

前回、台風17号が、今回の台風18号に似たような勢力で北海道に上陸しました。連日、テレビや新聞で、大型台風17号が北海道に接近と報道されて心配したものの、その台風は日高方面に逃げて、実際には小樽としてはふだんと変わらないというか、被害がない、こういう台風17号があつて、約1週間後に今回、18号が接近してきたという状況だったのです。この日の朝も、台風が来たというのだけれども、「本当に台風が来ているのかな」というか、ふだんと変わらないぐらいの風もない穏やかな朝を迎えて、朝9時過ぎから突然、強風が吹いたという状況でございます。一言で言えば、私たちは油断したと。

つまり、台風に備えるという考え方が敏感でなかったのかなと。北海道には、そうそう台風は来ませんから、来た来たと言うけれども、また、いつものようにどこかへ行くだろうという意識があつたのではなかったのかなと思います。

そういう意味では、被災された方には気の毒ですけれども、市民の防災、台風に対する意識だとか、あるいは、防災組織に大きな教訓というものを与えてくれたのだらうと思います。今度、台風が来るといったら、それはもう皆さんは敏感になって備えをしますよ。今回、このようなことを感じました。

これは後で感じたのですけれども、9月8日の台風による強風が一番すごい時間帯に本会議をやっていて、私は窓から見てすごいなと思って、感心していただけた話で、市内ではものすごい被害が起きていた。私たちも皆さん方も外を見ていただけなのです。その気になって外に出て、倒木でもあったら大変だったのでしょうかけれども、そのぐらいの意識だったのです。

しかし、先ほどから報告があるように、停電も含めて市民が大変な被害に遭ったというのが、いろいろな意味で、教訓というか、反省というか、災害に対する意識というものを私たちに与えてくれたのだろうということが私の感想なのです。今回の議会は、この台風18号関連の質問だとか、この対策も含めてずいぶんと話が出ましたので、それはそれでいいのですけれども、市営住宅に関して聞いておきたいと思うのです。台風で家の屋根が飛ばされて、とりあえず、仮住まいというか、緊急避難的に市営住宅に入りたいということで、入居を申し込まれた方というのは、9月8日の台風当日、あるいは9日にかけて、何人ぐらいあったのかということです。

その後、台風が過ぎてから、「やはりこれはだめだ、市営住宅かどこか仮住まいが必要だ」ということで、希望者が増えたと思うのです。そういう人たちの数と、どういう状況にあったのかということの説明をいただきたいと思っています。今、この台風からもう2週間も過ぎましたから、今回は、緊急入居でしたので、既に出られたという方もいるだろうし、現状はどうなっているのか説明をいただきたいと思います。

(建設)建築住宅課長

大変申し訳ないのですけれども、台風の当日又は翌日、たくさんの被災者からの申込みは随時受け付けてはいたのですけれども、正確な数字は整理してございません。当日又はその翌日の数字というのは、お答えできないのですが、今日現在、台風被害によって市営住宅に一時入居したいということで申込みのあった件数が、延べ38件ございます。それらに対して、市営住宅と道営住宅合わせて31戸を緊急入居用ということで、これは緊急ということで状態のいい住宅、それから、未整備の住宅も含めて用意して対応に当たりました。

その38件の申込みがあった中で、その後の辞退等もかなりありまして、現在、一時的、緊急避難的に入居されている方が14件ございます。この14件の方は、被害を受けて随時入居されまして、入居された後の移動はない状態でございます。

佐野委員

資料を見ましたところ、そういう記載でございまして、屋根が飛んだということで、どうしたらいいかということで、とりあえず市営住宅に入居したいということで、台風当日、私のところにも相談がありました。忍路の方だったのですけれども、けっこう年配の方で、家の屋根が飛んでしまって、困ってしまって、市営住宅に仮住まいをさせてほしいということで、台風当日の夕方に課長にお願いして、次の日の夕方には即入居できた。

ものすごく感謝して喜んで、私もずいぶんと早い対応だなということで安心したのですけれども、今言ったように、数も限られた空き住宅を探して、とにかく手を入れて、まず優先的に、入れよう、入れさせようという対応ですから、この辺は大変だったのだろうと思ったのですが、いずれにしても大変なご苦労をしたのだろうということで考えております。

31戸の中で即入居可能だった住宅が何戸ぐらいだったのか。とりあえずの入居ということですから、まず、電気はつくのか、水道は出るのかということを確認した上で、「こういう状況ですよ。それでもいいですか」と言って入居させた。今後、その入居した方たちが出てしまったら、また封鎖して使えないようにしてしまうという住宅は、この31戸のうちどのぐらいなのか。

(建設)建築住宅課長

正確には押さえていないのですけれども、将来的に入居者を募集することにしていただいていた住宅が、市営住宅で8戸、道営住宅で6戸ございました。たまたまといいますか、勝納の住宅が完成しましてオタモイの方が、引っ越しを終えた後、オタモイ住宅が空いていたと。また、その引っ越しが済んで間もなかったということで、仮入居のために

改修も終えていたということと、それから、引っ越し後まもなくでありまして、時間がそれほど経過していなかったということで、緊急入居の使用に堪えられると判断した住宅が、17戸ありまして、合計31戸です。

通常、市営住宅でも半年、1年と空いた状態ですと、いくら内装がきれいでも、電気、ガス、水道等については災害等につながる心配もございまして、空いているからといって、すぐ入居できるということは、なかなかないのですが、今回のオタモイ住宅は、建物としては古いのですが、内装の改修を終えて整備されたものが、たまたま10数戸空いていたということで、ある程度の数を提供できたのかと思っております。

佐野委員

そういう関係で、今回入居できた方は、運が良かったというか、とにかく助かったという感じで喜んだのではないかと思います。それから、まだ入居している世帯が14件いて、基本的には2か月限定の入居ですから、いずれ出なければならぬということが一つあります。

それからもう一つは、本来、募集して入居させようと思っていたところに、今回、市営8戸、道営6戸を緊急的に入居させたということで、これによる10月分の一般入居募集に影響は出ますか。つまり、今回、緊急入居させたために、10月の入居募集の数が減らされるとか、募集がなくなるということはあるのですか。

(建設)建築住宅課長

緊急に被災者へ市営住宅を提供しなければならないということがありまして、10月に一般募集する予定だった住宅を、今回、被災者向けに提供しております。ただ、特定目的住宅に関しては、やはり、それなりの目的があつてということもございまして、福祉部とも協議した中で、10月の募集は予定どおり行うということにしましたけれども、一般募集の方は、被災者向けに振り替えたということですので、10月1日に予定しておりました募集は行わないということになっております。

佐野委員

ということは、10月は募集なしということですね。

では、最後なのですが、今、その14世帯の方が入居しています。本来2か月たったら出なければならないのですが、中には、高齢者の方だとか、あるいは、屋根が飛んだり壊れたので、家を直したいにもかかわらず、その資金がないとか、家族等の援助がないということで、2か月過ぎても、退去のめどが全くつかないという方が何人かいます。

けれども、原則的には緊急入居ですから、2か月たったらお引き取りくださいという話があるわけだから、これからどうなるのか。入っている方も、恐らく家族なりいろいろな方と相談して、どうするのかという話はしているのでしょうか。中にはそれでもめどがつかない方がいる。いわゆる家を直すことも、建てることもできないという方が何人かいると聞いているのですけれども、そういう方々に対しては、どういう対応をするのか。基本的には、緊急で入居して、いつまでもそのまま居座るということは、ちょっと難しい話だと。

しかし、現実は今申し上げたように、資金の問題など、いろいろな問題で自宅に戻ることがままならないという方がいます。そここのところはご本人の意向だとか、あるいは家族だとか、資産だとか、いろいろな事情をよく聞いて、調査して、それで何かできるのかできないのかは別ですが、緊急ではなくて、一般的に家賃を払って、引き続き入居できる方向でも考えていかなければ、けっきょく、追い出すと言ったら失礼ですけども、出ていってもらわなければならない。出た人はどこへも行くところがないという状況の方もいると聞いているのです。もちろん、入居中の14件の皆さんすべてではありません。そういう方が、もし、いたら、それは配慮すべき課題だろうと思えますので、検討する余地はあるのではないかと思います。その見解だけ聞いて質問を終わります。

(建設)建築住宅課長

今回、台風18号の被害に遭われて、緊急的にということで、一時的に市営住宅の使用を認めて入居いただいているわけですが、今現在、入居する方には入居期間は原則2か月ですということで、ご了承いただいて、その

2か月の間に、別の定住先を見つけていただくということでお話をしていますけれども、今、委員がおっしゃるように住宅に困窮していて、市営住宅に入居したいという方の中で、入居資格のある方もいるかもしれません。

ただ、現在は、私たちはそういうことは問わずに、被害に遭ったということだけで入居していただいておりますけれども、原則2か月ということなのですが、今現在、入居許可は1か月ということを出しております、1か月たった後、また更新して入居していただくという考えもあります。

その更新時期に、入居されている方々に事情等をお聞きしまして、今おっしゃるように、今後、市営住宅に入居したいという方がいれば、その資格があるかどうか、そういう相談も受けながら、私どもも、その後のことについて対応させていただきたいと考えているところです。

委員長

公明党の質疑を終結し、民主党・市民連合に移します。

-----  
武井委員

当別ダム建設工事の進ちょく状況について

まず、説明いただきました平成15年度の石狩西部広域水道企業団の関係について、この資料の見方をお尋ねいたします。この送水管の延長でございますけれども、48パーセントの進ちょくということになっています。残りが52パーセントですから、おおよそ半分は進ちょくしていると私は見ているのですが、そうすると、今後の建設事業費は、大まかに見まして14億7,000万円です。私は、この中にこの送水管の工事費が含まれているのだろうと思うのですが、送水管の進ちょく率が48パーセントで、おおよそ半分だとすれば、これからの送水管の費用なども、だいたいその辺まで進んでいると理解していいのでしょうか。もちろん土質だとか、岩盤だとか、いろいろそういう問題もあろうかと思えます。したがって、今のだいたいの考え方、半分だよと言えるのか、いや、まだ膨れる予定があると見るのか、教えてください。

(水道)工務課長

この表なのですけれども、送水管4万8,900メートルというのが、最終的にすべてが終わったときの延長でございます。そのうち、平成15年度末で既に2万3,481.3メートルの布設が完了しております。その進ちょく率が48パーセントということでございます。今後、送水管につきましては、残り52パーセントを平成25年度までに布設する予定でございます。

水道局次長

質問の趣旨は、48パーセントですから、おおよそ50パーセントに達していますから、このまま進ちょくすると倍ぐらいの話ですかということだと思います。現在の進ちょく状況を見ますと、小樽市域の方から徐々に進ちょくしていきまして、最初の小樽側は、口径500ミリメートルで、最後の当別側は、口径1,800ミリメートルなのです。ですから、口径の太い管がまだ残っているという状況になっていますから、半分というわけにはいきません。

武井委員

わかりました。

それから、もう一つは、これはわかったら話ですが、その平成15年度決算はここに出ています。これはほとんど平成15年の決算は支出の執行率が97.6パーセントで、収入では98.5パーセントと。したがって、私は、おおよそ予算どおり執行されていると見ました。それで、これは平成15年度の執行率であって、この平成15年度以前の今までの決算総額がわかっていたら教えてください。

水道局次長

石狩西部広域水道企業団の議会の経費など、そういう部分は不明なのですが、建設事業全体からいいますと、平成15年度までに全体で205億円ほど進んでいます。全体から見ますと、建設事業は26.6パーセントほど工事が進んで

いますので、まだ約3分の1程度の進ちょく状況かと思えます。

武井委員

わかりました。

台風18号による被害状況の資料について

台風18号の被害状況の資料の中で、お尋ねしたいと思いますが、2枚目の道路・河川敷地の件です。河口閉そくという被害がありますが、これはどのような状況を言うのか、教えてください。

(建設)維持課長

これにつきましては、銭函方面の河川でして、波浪が高いために河口に土砂が押し寄せられまして、河口がふさがって水位が上がったという状況です。それに対しては、当然、水位を下げるために、河口をふさいだ土砂、そういうものを取り除いて水位を下げるということで対応しています。

武井委員

わかりました。

台風18号による長橋なえぼ公園の被害額について

それでは、私は、今回の台風被害の中で、特に、長橋なえぼ公園についてお尋ねいたします。今、この資料からもわかりますように、この公園だけで倒木が約100本、街路樹等合計で994本が倒木、枝折れしたと書いてあります。しかし、今後も幹が折れた木などがまだまだ出てきそうだと。

例えば、長橋なえぼ公園の倒木は約100本と書いてありますけれども、枝折れだとかそういうものを含めると約300本という説明がありました。今後、被害の数字はどんどん増えていくのではないかという気がいたします。

そこでお伺いするのですけれども、長橋なえぼ公園では、おおよそ600万円ぐらいの被害があると出ていますが、これはあくまでも、風倒木100本の被害額になっています。もし、枝折れしたものも含めれば、300本ですから、まだまだ被害額が増えると理解していいですか。被害額は、だいたいどのぐらいを見込んでいますか。

(建設)維持課長

長橋なえぼ公園につきましては、もともと木が非常に多い場所ございまして、全部を確認していない状況です。

この公園には、樹齢約100年の明治の桜とか、大正の桜などがあるわけございまして、位置的には、ちょうど正面を入りまして、真っすぐ南北に通路ございまして、通路の余市側の奥の方、北側なのですけれども、こちらの方に明治の桜があります。そういう、明治の桜とか、大正の桜がある部分については、まだ笹が茂っておりまして、中に入れないという状況ございまして、本数については未確定でございます。そういうことで、今後、本数が増えることによって、被害額が増えるということございまして、

武井委員

長橋なえぼ公園の全面オープン予定と復旧作業について

今、説明にありましたけれども、あそこにある森の自然館、二つ目川から奥は立入禁止になっております。これはいつオープンできるのか、いつ一般の方が中へ入れるようになるのか、めどはどう考えていますか。

(建設)維持課長

現在、倒木被害の調査を行っていないところについて立入禁止にさせてもらっています。その場所については、散策路がございまして、もともと笹やぶが高く、木が倒れてふさがっている部分と、頭の上の枝がまだ下に落ちきっていないということがございまして、立入禁止にしていますけれども、それについての処理の時間については、未定でございますので、今の段階では、立入禁止をいつ解除できるかというのは、未定でございます。

武井委員

めどがついていないということですか。

(建設)維持課長

めどが立っておりません。

武井委員

それで、この資料にも長橋なえぼ公園の高所作業が多いと書いてあります。被害状況は、これから明らかになってくると。倒れている木は、ものすごい太い木であります。そして枝が折れているのは高いところですよ。そうすると、今の職員数では作業がなかなか進まないと思うのです。特別の人たちだとか、プロの方々を採用しないと倒木の撤去はできないと思うのですが、職員対策は、どう考えていますか。

(建設)維持課長

現在、風倒木の多かった手宮公園、長橋なえぼ公園、小樽公園も被害があったのですけれども、最初に台風が来たとき、一気に被害に遭ったときにつきましては、職員だけではなかなか対応できないものですから、業者にも対応してもらっています。現在は落ち着いているものですから、主に職員が作業しておりますけれども、今後、手宮緑化植物園、長橋なえぼ公園については、当然、職員も行いますけれども、ほかの人の採用も考えております。

武井委員

倒木の再利用方法について

長橋なえぼ公園だけで、これだけの倒木被害があるわけですね。私は、これら倒木の処分をどう考えているのか。

今、リサイクル問題がいろいろと言われているわけですが、先ほど言いましたように、小樽市全体で見れば、調べた範囲内だけでも1,000本近くあるわけですよ。しかもあれだけ大きな太い木ですよ。

これは例えば、チップだとか、いろいろな使い道もあるかと思えますけれども、これら倒木の処分は、どう考えているのか、構想を聞かせてください。

(建設)庶務課長

実は、武井委員と同じ発想で、台風の2日後ぐらいに手宮公園ですとか、長橋なえぼ公園を視察した後に、リサイクルという形で利用できないかということで、業者に来ていただきまして、チップなどの再利用ができないかどうかということで、現場を見てもらいました。私どもの頭の中では、手宮公園がかなりひどい状況だったものですから、手宮公園を見てもらいましたが、その後、結論といたしましては、断りの電話がありました。

私どもとしては、少しでも経費節減とリサイクルという部分があったのですけれども、利用できそうもなかったという理由の一つは、幹の中が空洞の老木が多くて、リサイクルするにしてもそれだけの価値がないという感触での断りの電話でございました。

今日のテレビでは、札幌市では、市民に持って行ってくださいという方法をとっているようなので、私どもも費用がかからない形でそういったことができないか、今後、もう少し検討してみたいと思っております。

建設部長

実は、今回の台風で、私どもの施設もさることながら、市民の方々の倒木もけっこうありまして、これについては環境部が、倒木ばかりでなくて、その他いろいろなごみを無料で引き受けるということを行っております。その中で、この倒木に対する扱いをどうするかということで、環境部とも協議しているのですけれども、1か所に集めて、何とか今の話にありましたように利用できないかということで、環境部とも研究してみたいと、何とかいい手だてがないかということで、今、環境部の方でも検討しています。私どもは、倒木を1か所に集めることで、今、対応させていただいています。

私どもも独自に業者の方と対応したり、今、課長から話がありましたように、そういう結果が出ていますので、また、環境部の方から、どういう形でリサイクル処理していくのかということはまだ伺っておりませんので、その辺を環境部とも協議させていただいて、できるだけ費用のかからない方法、また、再利用できるような方法を検討していきたいと思っております。

武井委員

私も1か所に集めるというのは賛成なのです。今、課長がおっしゃったように、風倒木は、古木が多いと言われていまして、中が空洞になっていたりという状況もあるようです。今回、手宮公園1か所を業者に見ていただいたようですけれども、長橋なえぼ公園など、ほかの状況を見ますと、非常にまだびんびんしている樹木もあるようなのです。ですから、倒木を1か所に集めれば、「これは使える、これは使えない」という判断ができるかと思えますから、そういう中で少しでもリサイクルといいますが、その方向で努力していただきたいとお願しておきたいと思えます。

台風被害後の樹木の再生方法について

さらに、風倒木関係は、この資料でわかりますけれども、この長橋なえぼ公園には、みんなの原っぱだとか、ミズバショウの湿地とか、それからザゼンソウの湿地とか、いろいろと特定の場所といいますが、そういうものがあると思うのですが、これらの被害状況は把握していますか。

(建設)維持課長

長橋なえぼ公園の一番奥の方にザゼンソウがありました。途中にミズバショウもあります。それらの場所で大きな倒木とかそういう被害、見た目では大きな被害はないということで考えています。

武井委員

こういう植物関係でも、草花の類は、影響がないという答弁ですから、それはそれで承知いたします。

先ほど触れておりました明治の桜、昭和の桜、平成の桜だとか、あそこには年代別の桜があります。これらの樹木、特にまた外国産樹木の被害、あそこには約50種類の樹木があると言われていたのですが、これらの樹木を間近に見て、私は、非常に歴史のある樹木だなと思っているのです。

これらの被害状況、また、その被害がわかった時点で今後、植樹などの考えがあるのかないか、復旧問題についての考え方を教えてください。

(建設)維持課長

明治の桜だとか、大正、昭和、平成の桜については、まだ、現地調査されていないものですから、具体的に被害があるかどうかはわかりません。また、外国産のヨーロッパトウキなどの草木があるところについては、被害が出ているということで報告を受けています。今現在、ほかにどのような樹木が倒れているか調査している最中ですが、今後、改めて植樹するかどうかにつきましては、まだ、決めていない状況でございます。

ただ、ここは自然生態観察公園という位置づけの中でオープンして、利用されている公園ですから、その自然の生態をいかすということも勘案しながら、どういう植樹方法がいいのか、市民団体に植樹の寄贈がございまして、桜の木を植えているというケースもございまして、そういうものを利用した形での植樹がいいのか、今後、その辺も含めて見極めていきたいと考えています。

武井委員

私は、明治の桜あるいは昭和の桜、平成の桜といろいろあるのですが、先ほど言いましたように、古い木ほど、被害を受けているようだと。私も先ほど現地を確認しようと思って行ったのですが、入ることができませんでしたので、確認はできなかつたのですが、できることであれば、何とかこの3世代の桜を再生といいますが、例えば、添え木するとか、いろいろな方法を講じて、「これは枝が折れているから切ってしまう」ということではなくて、少しでも再生できるような方法を考えてほしい。

そして、桜の時期には花を見たいという人が大勢やって来るわけで、しかもあそこは自然公園でございますから、できるだけ市民ががっかりしないように手を尽くしていただきたいと思いますが、いかがですか。

建設部長

今、お話にありましたように、確かにそれぞれあるかと思いますが、私どもとしては、ここは、自然公園です

ので、このエリアの中、そういった自然の群集の中に、新たに今の時代の苗木を本当に植えていいのかどうかといったこともございますし、被害状況を見て、どういった保全・再生方法が良いのか、専門家などのご意見を伺いながら、そういう方々のご意見を参考にして、取り組んでいきたいと思えます。

武井委員

私は、これらは市民の貴重な財産だと思っています。その年代、年代に生きてきた人たちが大切にしてきた桜の木でございますから、今、部長がおっしゃったように、私は、植樹に力を注がないで、むしろ、再生、助ける方向に力を注いでほしいと思えます。そういう方向で検討を進めてほしいと申し上げておきます。

長橋なえぼ公園の希少樹木の再生について

それから、先ほども言いましたように、外国樹木なのですが、ここにも資料があるのですけれども、樹木の種類や内容を書いてある資料です。これを読めば読むほど非常に貴重な木なのです。これらは、外来種ですから、倒れて伐採してしまっただらもう終わりなのです。そういう意味では非常に大切な木なので、これらの対策は難しいと思えますが、何か妙案を考えているのですか。

(建設)維持課長

折れてしまったものをつなぐというわけにはいかないのですけれども、外来種ということで、日本にもというか、北海道にもない種類の樹木を植栽しております。ヨーロッパトウキとかそういうものが多いのですけれども、それらについての対応については、樹木自体はかなりあるものですから、それがすべてなくなるということではないのですが、その辺は調査の中で希少種かどうかを見極めて、希少種に対してはどういう方法がとれるのか、個々に検討していきたいと思っております。

武井委員

この中でカエデ科などの大きな木も相当に丈夫だと思ったら折れているのです。カエデ科というのは案外もろいのだなと思ったのです。カエデ科の中でもアメリカ原産の木があるわけですが、まだ調べていないというのだからどうしようもないのですけれども、こういう貴重な木は、何とか早く調査して、そして、立入禁止区域に関してもできるだけ早くオープンしてほしいと思えます。

そうした貴重な木の被害はどうなっているのか、風倒木の本数を書いてありますけれども、私は、これは恐らくおおよその数字だろうと思えます。立入禁止区域ですから、中へ入って調査できないのではないかとと思えます。

したがって、中国産のイチヨウ科の木もありますし、いろいろ読み上げれば切りがないほど貴重な木がありますが、ぜひとも早く被害状況を把握してほしいと思えます。

もう一度お尋ねします。オープンを含めて、どういう考えを持っているか、お知らせください。

(建設)維持課長

長橋なえぼ公園自体は、既にオープンして中へ入れるようになっていますけれども、一部の区域は立ち入れない状況になっています。その部分については、仮に倒木を搬出するにしても、今の時期がいいのか、雪が降る時期がいいのか、その辺の見極めもございますので、今、いつまでに全面オープンできるという返答はできませんけれども、市民の方が早く利用できるように鋭意努力したいと思っております。

武井委員

最後なのですが、私は、「どうせ雪が降ってくるのだから、ひと冬そのままにしておくか」ということだけはやめてほしいのです。先ほど言ったように、貴重な木でも、桜の木でも、添え木を据えてやれば、助かったものが、雪が積もったら、なおさら倒れてしまったということでは非常にかわいそうなのです。

確かに、木を搬出する場合は、雪の上を滑らせてくれば簡単だとか、確かにそういう方法もあるかと思えますが、風による被害に雪害が加わって、さらに大きな被害を受けては困るということで、貴重な木がたくさんありますから、できるだけ早く手配してほしいと思えます。

これはどなたかから、「よし、任せておけ」という言葉をいただきましたのですが。

建設部長

長橋なえば公園ばかりでなくて、手宮公園もそうなのですけれども、相当数の倒木がございます。私どもは直営班なり、業者に委託して、処理しているところなのですけれども、先ほどから話していますように、どういう形になるかわかりませんが、1か所に集めて、何とか再利用できる方法をということで、環境部と協議しているところで、当然、雪が降る前に何とか大方の処理ができればいいと思っています。もう一つは、枝折れだとか、こういったものも調査していますので、できるだけ保存するという形で、越冬を含めて何とか生き返らせたいということで取り組んでおります。こういう考え方をもちながら進めていこうと思います。

武井委員

台風18号被災者の相談窓口でのプライバシー確保について

これは建設部には、直接関係ないかと思えますけれども、対応としてお願いしておきたいと思うのですが、今、ここへ上がってくる寸前に、台風18号による相談会の開催という書類をいただきました。9月30日に正午から3時まで相談会を行うと。場所が、別館1階の市民相談コーナーと書いてあるのです。私はこれはけっこうなことだと思うのですが、これには住宅の建設や補修のための融資もと書いてあるから、まんざら皆さんにも関係ないわけではないと思うのですが、私が心配しているのはプライバシーの問題なのです。大勢の人が相談においでになったら、あの人はお金を何万円借りるとかなんとかと、プライバシーの問題が出てくるのではないかと、私は心配しているのです。

例えば、「あの人はいつもお金があるような顔をしているけれども、こんなところに来て、やはり、借りに来たのか」とか、「たかだか10万円か」とかというふうに、プライバシーが守られないと大変だと思うのです。

そういう話が仕切ってあって顔が見えないならいいのですけれども、オープンにしているような相談コーナーで話したら、プライバシーが侵害されるのではないかと思いますので、そのあたりを注意してほしいということだけは、要望しておきます。何か答弁はありますか。

建設部建築担当 鈴木次長

今回の台風で被害を受けられた方が多数いるということで、住宅関係でかなりお困りになっている方も多と思います。住宅金融公庫の方で融資するというので、恐らく制度の中身についての説明なり、相談を受けて、とりあえず融資ができるのかどうかといった相談ではないかと思うのですが、相談ですから、当然、プライバシーという問題もありますので、その辺はじゅうぶん配慮していただけるものと思っております。

武井委員

市道砂留線の交通規制解除について

最後の問題は、富岡の市道砂留線の通行止めの件です。これは前回の委員会で私がお願いしたのですが、非常に作業が進んだように思っています。私は毎朝あそこのところで回れ、回れと合図されて、う回してきましたが、その掲示板を見ると、10月31日までの規制ということになっています。

ところが、今朝は雨のせいか工事は行っていませんでしたけれども、見た感じは、ほとんど工事が終了したように思えました。これはどうなのでしょう、今後の見通しについてお答えください。

(建設)維持課長

現在、市道砂留線につきまして、交通規制させていただいております。朝9時から17時までの時間を通行止めにしてもらっていますけれども、工事の進ちょく状況につきましては、ほぼ終了しまして、舗装をかける段階に入っています。予定では、通行止めを10月末までということで考えていましたけれども、1か月ほど早く交通規制を解除できるのではないかと考えています。

ただ、最終的にきちんと終了したということではなくて、当然、その中で手直し等の細かい作業が入った段階で

は、臨時的に、一、二日止めさせてもらうことがございますけれども、基本的には、いったん解除できるのでないかという見通しで工事を進めています。

武井委員

そうすると、今月いっぱい解除できるという見通しと理解していいのですか。

(建設)維持課長

今、委員がおっしゃられたとおり、見通しとしては規制を解除したいと思います。先ほども申しましたように、途中、一、二日、臨時的に通行止めにさせてもらうということが予想されますけれども、基本的には解除できる見通しであります。

委員長

民主党・市民連合の質疑を終結し、れいめいの会に移します。

-----  
大橋委員

台風被害の資料について

質問の前に、提出していただいた市の台風被害の資料なのですが、これを見ていてあれと思ったのが、鯨御殿が入っていないのです。今回の台風で一番最初に被害があったと報道されたのが、鯨御殿だったのですけれども、もしかして鯨御殿は市の所有ではないのかなと思って、確認したら、市の施設であり北海道の有形文化財であると。なぜ、この資料に鯨御殿が出ていないのかお尋ねします。

(建設)庶務課長

私の報告の中で説明が悪かったのかもわかりませんが、あくまでも今回の台風による建設部関連の施設ということで報告させてもらいました。それで、経済部関連、農業被害ですとか、そういったものは一切抜いてありまして、これについては防災担当の方で総括的な報告はしていると思いますけれども、そういうことでご了解いただきたいと思います。

大橋委員

考え方がちょっと違うかなと思いますけれども、わかりました。

高潮災害の危険区域について

今回、思いがけない台風だったものですから、小樽は安全なまちということで、防災に関しては議論だけはしたとしても、あまり真剣にというか、実践が伴わないことがあったのではないかと考えています。それで、小樽の災害に対する危険度の問題で、どのようなことが予想されて、どう対応されるのかという今後の問題で、大ざっぱな問題であります。海の問題、急傾斜地、河川、それから、水道、それらについてお尋ねしていきたいと思います。

まず、海につきましては、先日、神恵内村に行ってきました。毎回仕事でよく行くところなのですが、行ってみましたら、建物がぼつんぼつんとあって、その間に空き地があります。それで、その空き地にうず高く材木が積んであったのですけれども、その部分が実際には家があったところで、高波被害があって、3日目にやっと交通が通じた。3日目にはもうそういう形で家は材木に化していたという状態になっていました。けれども、ここから数百メートル離れた神恵内の本村は全く無傷であると。地形だとか、そういう問題だろうと思います。

そういう中で、小樽も海岸線を非常に多く持っていますし、実際に海岸近くに家のあるところもありますので、小樽における高潮、津波、そういうものに対して、防災という部分でどう考えておられるのか。それから、小樽の中では、この問題ではどういう地区が危険であるという認識を持っておられるのか、その辺をお尋ねします。

(建設)庶務課長

津波・高潮の警戒区域ということで、地域防災計画の中では、蘭島・忍路海岸、桃内・塩谷海岸、祝津・高島海岸、船浜・朝里海岸、銭函海岸の五つの地域が、津波・高潮警戒区域に指定されてございます。

それで、防災体制なのですけれども、津波警報が出た場合、また、震度4以上の地震が起きた場合、この地区の該当する方々には避難勧告を発令するというようになっております。避難場所については、基本的には近所の小中学校等ということで、学校が開いているときには問題はないのですが、土曜、日曜ですとか、夜間ですとか、教職員が学校にいない場合は、市の職員が2名ほど避難場所を開けることになっております。

私も避難場所である桜小学校を開ける役目を担っておりまして、そういった形で、すぐ職員が開けて避難を誘導するという体制になってございます。

大橋委員

海に関しては、小樽には津波被害の伝説が残っていませんから、過去に例がなかったのかなと思います。

急傾斜地の災害防止について

次に急傾斜地、がけ地の問題ですが、今日、経済常任委員会に提出された資料が出てきまして、これは小樽土木現業所管内土砂災害危険箇所図なのですが、これは建設部の方で用意して出されたのですか。

(建設)宅地課長

この図面は、私どもが土木現業所から示されている図面でございます。私どもは出しておりません。

大橋委員

私の方で、もらえばすぐわかったから、こういう図面のことは頭になかったの、どうして経済常任委員会に行ってしまったのかなと思ったのですけれども、いわゆる急傾斜地は、小樽市内は非常に多いわけですが、私たちもよく陳情を受けまして、がけの上から石が落ちそうで危険だとか、ここのがけを何とか早く直してほしいと言われるのですが、いつもネックになりますのは、がけは手をつけると非常にお金がかかるということなのです。

それで、小樽市の費用では工事ができない。北海道の方の指定といいますか、それに頼るしかないという説明を受けていて、陳情の中ではなかなか進まない案件であります。

過去のがけ崩れを考えると、水天宮の裏がもう20年たつのか、25年たつのか、そのくらい前に大規模に住宅地が崩れたことがあります。それで、水天宮の辺りというのは、天狗山の火山灰でできたと聞いていますけれども、小樽じゅうのあらゆるところに天狗山の火山灰が降ったと思います。

鹿児島などは、しょっちゅう崩れるわけですが、小樽のがけ地というものが、地質的に比較的安全な地質であると認識されているのか、安全であるとは言えない、要するに、普通の地質であるのか、その辺はどう認識されていますか。

(建設)宅地課長

急傾斜地崩壊の防止工事に関する規定の地質的な観点なのですけれども、私どもとしては、地質がいろいろ分散しているというか、いろいろな地質に分かれているところがあるので、位置づけはちょっと判断しかねるのですけれども、法律上は、5メートル以上の高さがあって、傾斜度が30度以上のこう配がある土地については、急傾斜地という名称を与えております。

本来、それに地質が加わるのでしようけれども、それらについては、今まさに国の法律に基づいて、現在、小樽市内を調査して、「この場所はこういう地質だから、ここが危険箇所です」ということは、先ほど委員が示した図面を基に、地質についても随時、調査していくことにしております。

大橋委員

手をつけたところとつけないところとがあるわけですが、一応、手をつけたところというのは、コンクリートを吹きつけしているところと、コンクリートの枠をきちんとつくって、組んでいるところがあるのですけれども、施工方法に対する信頼度と申しますが、それはどうなのでしょう。

(建設)宅地課長

工法的には、地質の状況によって、コンクリート枠で留める工法がありますし、又は、アンカーを打つ工法もあ

ります。又は岩盤等である程度、地盤が崩れないという想定の下では、コンクリート吹きつけ、地質やがけの高さ等、いろいろ考慮して工法は決めていると思います。どれも信頼性がないということはないのですけれども、その地質に合った、がけの高さに合った工法を選択していると思います。

大橋委員

小樽市内でがけが崩れた例があまりないから、いいのですけれども、学問的な部分で、全国的なものを見ていて、いろいろな情報が入ってくると思うのです。よく台風被害でがけ崩れが起きた現場などを見るのですけれども、施工することによって、ある程度の効果は認められるものと考えていますか。

(建設)宅地課長

道路建設や宅地造成などで、やむなくつくったがけも含まれると思いますので、自然に放置しておくよりは、そういう形で保護することは有効だと思っております。

大橋委員

河川災害と市の防災体制について

次に、河川についてお聞きします。

河川については、桂岡町のラルズの裏ですか、あちらの方がはらんしたということがありましたけれども、昭和38年でしたでしょうか、小樽市内の於古発川にかかる橋が、ばたばたと落ちたことがあります。これ以降、三面張り工法をして洪水も起きなくなったように思っていますけれども、現在、洪水の危険のある河川と認識しているところはどんなところでしょうか。

(建設)維持課長

河川には、北海道が管理しています2級河川と、市が管理しています準用河川、普通河川があります。北海道が管理しています2級河川につきましては、かなりの部分で全改修なり、ダムができましたときに治水対策が続いていますけれども、まだ、未改修の河川もございます。

例えば、塩谷川は2級河川ですが、未改修の部分もございます。ですから、そういう部分については、まだ安全度が低い部分があるとは思いますが。普通河川につきましては、規模自体が小さいものですから、洪水による大きな被害というのは、昭和38年の災害のときに起きた経緯、於古発川などがございますけれども、その後は大きなものはございません。

ただ、過去には水位が上がって、いっ水した箇所もございます。例えば、塩谷の浜中川が一部水位が上がったということもあります。本当に小さな河川についても、いっ水したことがございますけれども、小樽の場合は、比較的大きないっ水事故はないということでございます。

大橋委員

これは初歩的な質問で申し訳ないのですが、川が増水したときに、テレビなどでは、土のうを積んだりいろいろな作業をしています。小樽の場合は、洪水の危険が出てきた場合に、対応するのは、建設部なのでしょうか、消防なのでしょうか。

(建設)維持課長

河川の管理者であります建設部が対応いたします。ただ、緊急の部分では、消防が24時間体制であるものですから、緊急に発生した場合については、消防の方で、まず、一時的に対応してもらって、その後、建設部で対応というのが現在の体制になっています。

建設部土木担当 石村次長

今年度、建築都市部と土木部とが統合されて建設部になったということで、新たに防災体制を組みまして、その中で、話にありましたように、災害時には、各班、A・B・C班に分けて、巡回しております。今回もそうなのですが、台風当日の9月8日には、朝9時に部長の方から指示がありまして、「とにかく巡回させよ」ということで出

動してございます。その場所については、今、話がありましたけれども、がけ、側溝、河川、こういう箇所を全部ピックアップします。

運転手は常に変わりませんので、その箇所を事前に運転手に巡回させて、それで各ブロックだいたい20か所ぐらいずつ巡回します。側溝だとか、がけというのは箇所が決まっております、特に、側溝の詰まりだとかが多いものですから、それらを重点的に確認するということであります。

建設部におきましては、そういう箇所が80か所以上あるのです。その現場のカラー写真を撮って、運転手にそれぞれ持たせて、巡回を開始するというので、今回の台風18号については、朝9時に巡回を始めたのですが、途中で風が非常に強くなって危険だということで、1班は戻ってきたという経過もございますけれども、建設部としては、そういう形の中で危険箇所をピックアップして、常にルートを巡回できるような段取りを踏んだ体制をとっていました。

大橋委員

今回の台風では、建設部をふくめて、市全体の対応が非常に良くできたのではないかと感じていたけれども、よく分かりました。

基準地価の下落とまちづくりについて

今日の新聞に、基準地価が出ていました。非常に大きく取り扱われて、地方の商業地域の空洞化と出ていたのですが、これを見ますと、小樽の地価水準というのは、住宅地では、札幌、函館、江別、小樽の順で高い。つまり、道内10大都市の中で、小樽が4番目に地価が高いのです。

それから、商業地におきましては、札幌、旭川、3番目に小樽と。この数字を見ますと、大都市小樽だなど思うのですが、どうも皮肉な感じがいたします。新聞の分析といたしますが、その中に出ていますのが、小樽は商業地が堺町や運河方面に引っ張られて、中心市街地から商業地が移っていくという部分、それから、道内住宅地で下落率が一番高いのが、星野町で、従来は、札幌方面から来る人で、土地が安いとかいろいろなこと、銭函方面、あの辺に住んでみようかなということ住宅を建てたのが、いよいよ競争力がなくなって、どんどん地価が下がっているという分析もありました。

そのようなことから、小樽のまちづくりに携わる建設部に、小樽の地価動向や現状から、今後の小樽のまちづくりを考えていくうえで、地価がどういう影響を及ぼしていくのか、それから、小樽のまちづくりに関して、今後どうしていくといたしますか、非常に大ざっぱな質問で申し訳ないのですが、答弁いただきたいと思います。

(建設)まちづくり推進室長

委員からいろいろとご説明いただきましたけれども、市中心部も含めまして、住宅がどういう形で減っているのか、主に、南小樽地区、それから、山手地区と呼ばれている緑、最上、松ヶ枝、こういった方面では、この4、5年を見ていると、取り壊される住宅も多くなっています。

また一方、銭函地区でございますけれども、確かに実際に地価下落という状況になっているかと思うのですが、私どもは、すべての状況を把握しているわけではないのです。銭函地区の50戸以上のマンションであるとか、あるいは、大規模に開発している住宅のエリアとして、例えば、星野ニュータウンだとか、ある程度大きなエリアというのは、数字を把握しているのですけれども、銭函方面から申しますと、やはり、地価が下落しているといいながらも、そういった大規模な住宅地になりますと、6割強ぐらいの人たちが、札幌方面から移り住んでいる現実もございます。

さらに、先ほど言いましたとおり、中心部というのは、比較的に取り壊される建物に比べまして新築される建物がちょっと少ないというような、おおまかな状況は把握してございますけれども、商業あるいは住宅となりますと、魅力のあるまちづくりが必要と。商業にしてみますと、歩行者通行量が多いとか、あるいは核になる商店、そういったものができなければ、あるいは、住宅ですと住みやすさや環境などのいろいろな要素があるかと思えます。

新しくまちづくり推進室もできた関係もございますので、いろいろな意味で地域を活性化するためには、そういった条件等も整理しながら、魅力ある地域づくりに向けて何ができるのか、先ほどのようなデータの分析等をしてしながら、今後、どういったことができるのか考えていきたいと思っております。

大橋委員

ありがとうございます。若者、特に、小樽商科大学の学生などは小樽市内になかなか住まない。その原因というのは、小樽市内のアパートの家賃が高いと。それでは家賃が高いのはなぜだと。それは、土地が高い、それから建築単価も高い、そのようなことがいろいろとされています。そんな中で、中途半端に土地の値段の高い小樽というのが、ここで基準地価と言う形で出てきたわけですが、これからままちづくりという部分でいろいろなことを計画し、実行していただきたいと思えます。

委員長

以上をもって、質疑を終結し、意見調整のため、暫時休憩いたします。

休憩 午後 3 時40分

再開 午後 4 時20分

委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

これより、一括討論に入ります。

共産党、新谷委員。

新谷委員

日本共産党を代表して、意見の分かれた継続審査中の陳情は、すべて採択を主張します。

また冬の季節がだんだん近づき、陳情を出された皆さんにとって心配の季節になりました。継続中の陳情10本のうち、ロードヒーティングの要望は4本もあります。台風被害修復にも多額のお金がかかると思いますが、当面、砂まきを強めるなどの対処をしていただきながら、順次、危険箇所から敷設して、市民が安心して暮らせるようにすべきであり、議会としても応援すべきだと考えます。

また、そのほか道路にかかわる陳情も、住民の皆さんにとっては切実なものばかりです。

陳情第21号ですが、これは住民の方が必ずしも高さのある歩道を求めてはいないということですし、昨年、視察で長野県松本市を訪れましたときに、車道の一部に白線を引き、そこを色違いにして歩道としていたということで、車の方もスピードを出さずに、安全な歩道になっているということを学んでまいりました。

そういうわけで、これも、ぜひ、採択していただきたいと思えますし、ほかも全部採択を主張いたします。

詳しくは、本会議で述べます。

委員長

以上をもって討論を終結し、これより順次、採決いたします。

最初に、陳情第9号について、採決いたします。

継続審査とすることに、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

委員長

起立多数。

よって、継続審査と決しました。

次に、陳情第1号、第3号、第4号、第6号、第8号、第10号、第11号、第14号、第21号について、一括採決い

たします。

いずれも継続審査とすることに、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

委員長

起立多数。

よって、継続審査と決しました。

次に、議案第32号、第36号、陳情第50号について、一括採決いたします。

議案は可決と、陳情は採択とすることに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

委員長

ご異議なしと認め、さように決しました。

本日はこれをもって散会いたします。